

調査日時	年 月 日 時 分
調査者	立会 有・無
調査場所	自宅・その他()

	入手	確認
意見		
調査		

介護保険 要介護・要支援認定申請書（新規・更新・変更・転入）

長門市長様

次のとおり被保険者証を添付のうえ申請します。

※転入継続の場合は、受給資格証明書を添付してください。

申請年月日	年 月 日
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 転入
本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族（関係） <input type="checkbox"/> 代理人（関係）

申請者	氏名	〒	
	住所	電話番号	
訪問調査の同席希望 【希望する・希望しない】 *該当に○	◆同席を希望する場合の連絡先 氏名 関係 電話番号 *日中確実に連絡のとれる電話番号（携帯番号等）		
認定結果の送付先	1 被保険者 2 申請者 3 施設等 4 その他() *該当に○		
提出代行者 住所及び名称 *申請者が 代行申請事業者の場合	地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設 【担当者名】 *該当に○		〒 <事業所印> (印) 電話番号

被保険者 (認定を受ける人)	被保険者番号											個人番号										
	フリガナ											生年月日	明・大・昭	年	月	日	() 歳					
	氏名											性別	男	・	女							
	住所	〒										電話番号										
	現在の要介護認定の結果等 *更新・変更申請のみ	要介護状態区分 1 2 3 4 5					要支援状態区分 1 2															
	変更申請の理由 *変更申請のみ	有効期間										年	月	日	～	年	月	日				
	過去6月間の医療機関・介護保険施設の入院・入所の有無 【有・無】	名称・所在地					期間	年	月	日	～	年	月	日								
		名称・所在地					期間	年	月	日	～	年	月	日								
名称・所在地					期間	年	月	日	～	年	月	日										

主治医	主治医の氏名											医療機関名										
	所在地	〒										電話番号										
◆第2号被保険者		*40歳から64歳の医療保険加入者のみ																				
医療保険者名					医療保険被保険者証記号番号																	
特定疾病名																						

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、長門市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名 (代筆者氏名)

介護保険被保険者証交付についてご注意ください

介護保険料または国民健康保険料に滞納があるときには介護サービスの支給方法が次のように変わることがあります。

1号被保険者の場合

- (1) 介護保険料に1年以上前の滞納があるとき
 - ①「給付制限」の欄に「支払方法変更」と記載されます。
 - ②いったん費用の全額を負担することになります。
 - ③②の領収・明細を持参のうえ償還払いの申請をします。
 - ④③の審査のうえ基準額の9割の給付を受けます。
- (2) 介護保険料に1年半以上前の滞納があるとき
 - ①「給付制限」の欄に「支払の一時差止」と記載されます。
 - ②いったん全額を負担いただきます。
 - ③②の領収・明細を持参のうえ償還払いの申請をします。
 - ④③を審査のうえ基準額の9割(差し止め額を除く)が給付されます。
- (3) (2)の措置を受けているものの滞納が解消されないとき
 - ① 書面で通知のうえ、差し止めされている保険給付額から滞納保険料額を差し引くことになります。
- (4) 介護保険料に2年以上前の滞納があるとき
 - ①「給付制限」の欄に「給付額減額等」と記載されます。
 - ②保険給付率が7割に引き下げになります。((2)(3)の措置は継続)
 - ③高額サービス費の支給はありません。
 - ※(4)の①～③の期間は保険料納付済期間によって異なります。
 - ※(1)～(4)の措置は、滞納の解消等により通常の見直しに戻ります。

2号被保険者の場合

- (1) 国民健康保険料に1年以上前の滞納があるとき
 - ①「給付制限」の欄に「保険給付差止」と記載されます。
 - ②いったん全額を負担いただきます。
 - ③②の領収・明細を持参のうえ償還払いの申請をします。
 - ④③を審査のうえ基準額の9割(差し止め額を除く)が給付されます。
 - ※この措置は、滞納の解消等により通常の見直しに戻ります。